

EU-ETS と他キャップ・アンド・トレード制度とのリンク等について

平成 25 年 2 月 13 日
環境省市場メカニズム室

1. 概要

欧州委員会は、欧州排出量取引制度（EU-ETS）と他国のキャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度とのリンクにより、排出削減のためのコストの減少、炭素市場の流動性の増加、炭素価格の安定化、国際的な条件の平準化、気候変動に対するグローバルな協力への後押し等の潜在的な便益があるとしている¹。

EU-ETS と他制度のリンク等に関しては、①豪州炭素価格付け制度（Carbon Pricing Mechanism, CPM）とのリンク、②スイス排出量取引制度とのリンク、③中国の排出量取引制度実施への協力が検討されている。以下にそれぞれの概要を述べる。

2. 豪州炭素価格付け制度（CPM）とのリンク

2012 年 8 月、欧州委員会と豪州政府は双方の制度をリンクすることで合意に達した。リンクの内容は以下のとおり²。

<リンクによる便益>

- ・炭素市場の流動化により、事業者がより多くのより安価な排出枠にアクセス可能となる。
- ・排出削減コストが低減される。
- ・炭素価格シグナルがより安定する。
- ・事業者の取引機会が増大する。
- ・欧州とアジア太平洋地域の炭素市場の将来的なリンクへの第一歩となる。

<部分的なリンク>

- ・2015 年 7 月³から開始

¹ 欧州委員会 HP : http://ec.europa.eu/clima/policies/ets/linking/index_en.htm

² リンクの内容は以下の二つの文書より作成。

欧州委員会"FAQ: Linking the Australian and European Union emissions trading systems", http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-631_en.htm

欧州委員会及び豪州政府共同プレスリリース"Australia and European Commission agree on pathway towards fully linking Emissions Trading systems", http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-916_en.htm

³ CPM は、2012 年 7 月の制度開始後は固定価格により排出枠を販売し、2015 年 7 月から変動価格によるキャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度へと移行する、二段階による導入を採用している。部

- CPM の制度対象者は、EU-ETS 排出枠（EUA）を遵守義務の 50%まで使用可能。
- EU-ETS の制度対象者が、CPM における排出枠を使用することはできない。
- EU-ETS との部分リンクを実施するため、豪州政府は CPM 制度を規定したクリーンエネルギー法を改正した⁴。同改正法は 2012 年 11 月に上院を通過し、12 月に公布された。

CMP 制度の改正の内容

	変更前	変更後
下限価格	2015 年度以降の変動価格期間において、当初 3 年間（2015~2017 年度）は下限価格を設定。	下限価格の設定は行わない。
国際クレジットの利用	変動価格期間における国際クレジット（京都クレジット及び EUA 含む国際的に規定された排出枠）は償却義務量の 50%まで利用可。	国際クレジット利用上限 50%のうち、京都クレジットの利用を 12.5%以内に制限。
上限価格 ⁵	変動価格期間の当初 3 年間においては、2015 年度に予想される国際価格より 20 豪ドル/t-CO ₂ 高く上限価格を設定し、毎年実質 5%ずつ上昇。	「予想される国際価格」を EUA 価格とする。

<完全なリンク>

- 遅くとも 2018 年 7 月から開始
- EU-ETS 及び CPM 双方の制度対象者が、双方の排出枠を義務遵守に使用可能。
- リンク開始までに以下の事項について検討を行う。
 - 算定、報告、検証に関するルール
 - 双方の制度において使用可能な外部排出枠・クレジットの種類及び量
 - 豪州カーボン・ファーマーミング・イニシアティブ（Carbon Farming Initiative）⁶

分リンクは、CPM において変動価格期間開始と同時に導入される。

⁴ "Clean Energy Amendment (International Emissions Trading and Other Measures) Act 2012", <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012A00204>, 及び豪州政府プレスリリース"Australian ETS to Link Up with World's Largest ETS", <http://www.climatechange.gov.au/~media/Files/minister/combet/2012/media/November/Combet-MediaRelease-314-12.pdf>

⁵ 上限価格に関しては、クリーンエネルギー法上の規定はなく、豪州政府の包括的な気候変動計画書において「予想される国際価格より 20 豪ドル/t-CO₂ 高く上限価格を設定」とされており、2014 年 5 月末までに政府が上限価格を決定してクリーンエネルギー実施規則に記載することになっていた。今回の EUETS リンクに伴い、豪州政府は「予想される国際価格」として EUA 価格を参照すると明確化した。豪州政府からのヒアリング及び豪州政府発表"FACT SHEET: Linking and Australian liable entities", <http://www.cleanenergyfuture.gov.au/wp-content/uploads/2012/10/CEF-factsheet-International-linking-20121004.pdf>

⁶ 土地管理部門（land sector）におけるオフセット・プログラムであり、埋立地からのメタン排出回収等の排出削減、植林等の吸収源を対象活動とする。CFI によって発行されたクレジット（ACCU）が京都議定

- に・よる国内オフセットの取扱い
- 産業界の競争力支援に関する事項
- 市場監視に関するルール

3. スイス排出量取引制度とのリンク

欧州連合閣僚理事会は 2010 年 12 月、スイス排出量取引制度とのリンクに向けた交渉を行う権限を欧州委員会に委託した⁷。同委託に伴い、欧州委員会は 2011 年よりスイス政府との交渉を開始している。

2012 年 10 月に行われた交渉では、リンク協定に盛り込まれる内容や、登録簿に関連する技術的な課題などについて意見交換された⁸。また、2013 年内の交渉終了に向けたタイムテーブルも了承された。

スイス排出量取引制度は、2012 年の CO₂ 法改正により、2013 年以降は EU-ETS とほぼ互換性のある内容となっている。

4. 中国の排出量取引制度実施への協力

2012 年 9 月 20 日に開催された第 15 回 EU・中国サミットにおいて、中国における環境保全・低炭素経済への移行及び温室効果ガスの削減を促進するための資金援助協定が合意された⁹。

同合意に基づき、EU は 4 年間にわたり総額 2,500 万ユーロを、以下 3 つのプロジェクトに対して拠出することとされた¹⁰。

- ① 中国における排出量取引制度（ETS）の設計・実施の支援
- ② 中国の都市におけるエネルギー・資源効率化の支援
- ③ 中国当局による水質汚染軽減策実施等の支援

中国は現在、7 つの都市・省において ETS のパイロット事業を実施又は導入に向けた準備を進めており、中国 ETS の設計・実施の支援プロジェクトでは、パイロット事業の成功に向け、制度設計及び実施面における支援を行い、中国全土での制度実現につなげていくことを狙いとしている。

書に準拠している場合、炭素価格付け制度の義務遵守に充当できる。

⁷ 欧州閣僚理事会プレスリリース"EU to link its greenhouse gas emissions trading system with Switzerland", http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/envir/118632.pdf

⁸ スイス連邦環境局（FEON）ニュースリリース"Third round of Swiss-EU negotiations on linking of emissions trading systems", <http://www.bafu.admin.ch/dokumentation/medieninformation/00962/index.html?lang=en&msg-id=46471>

⁹ EU プレスリリース"EU-China Summit, EU relations with China", http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/132478.pdf

¹⁰ 欧州委員会プレスリリース"The European Union and China join forces to address environment, urbanisation and climate change challenges", http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-989_en.htm?locale=en